

令和5年度社会福祉法人・施設 監査結果概要

法人運営(主な文書指摘項目)

- ・評議員、理事及び監事の選任手続が不適切
例)選任に係る議題及び議案(選任候補者)の提案について理事会の決議が行われていない
- ・評議員会で特定の評議員が欠席、理事会で特定の理事及び監事が欠席
例)評議員会又は理事会への欠席が継続している者がいる
- ・理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分
例)理事長(及び業務執行理事)の職務執行状況について理事会に報告されていない
- ・理事会の議事録の記録及び保存が不適切
例)議事録が作成されていない
- ・役員の報酬等の額の決定が不適切
例)理事及び監事の報酬等の年間の総額が評議員会の決議により定められていない

施設運営・処遇・経理(主な文書指摘項目)

児童福祉施設(保育園等)/児童養護施設

- ・処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表の作成が不適切
- ・栄養管理加算の算定区分が不適切

障害者支援施設・障害児入所施設等

- ・届出関係書類の遅延
- ・身体拘束等の廃止・適正化のための取組が不適切
- ・非常災害対策の取組が不十分
- ・給付費請求業務が不適切

老人福祉施設(養護・特養・軽費)

- ・汚物処理室の無施錠
(以下、主な口頭指摘項目)
- ・身体的拘束等の適正化のための研修における実施内容の不足

主な文書指摘項目の対応策について

(児童福祉施設 (保育園等))

1 処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表の作成が不適切

処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表については、適用対象者を正しく記入すること。

→ 対象の職員（記入する必要がある職員）は、次のとおりです。

(1) 当該年度の4月1日現在において、当該施設・事業所に勤務するすべての常勤職員

(2) 以下の条件を満たしている非常勤・派遣職員（※1）

① 当該施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（※2）に達している者

② ①以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

※1 非常勤・派遣職員の適用条件については、令和5年度までは「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」を適用対象としていましたが、令和6年度からは上記のとおり条件が変更されています。

※2 教育・保育に従事する者(保育士、幼稚園教諭、保育教諭等)にあつては、1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上である者に限ります。

2 栄養管理加算の算定区分が不適切

加算を算定する施設においては、正しい区分で算定すること。

→ 年度途中で調理員又は栄養士が退職、休職等した場合に必要な変更がされず、誤って委託費（給付費）が請求されている事例を多数確認しました。

本加算については、①配置②兼務③嘱託の3区分の単価が設けられており、加算の算定要件を満たしているかの判断は各月月初の状態で判定します。

毎月月初時点の調理員及び栄養士の配置状況が、幼保総合支援室から送付される「給付費試算総括表」に記載の算定区分に係る要件を満たしているかを点検のうえ、要件を満たさない場合は変更届を遅滞なく幼保総合支援室に提出してください。

なお、算定区分の変更により、委託費（給付費）の返還が生じる場合がありますのでご注意ください。

主な文書指摘項目の対応策について

(障害者支援施設・障害児入所施設等)

1 届出関係書類の遅延

管理者に変更があった場合は、速やかに本市障害保健福祉推進室へ変更の届出を行うよう指導しました。

2 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が不適切

指定障害者支援施設等における身体拘束等の廃止・適正化のための取組（身体拘束等の適正化のための指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修の実施）が適切に行われていないことを確認したため、必要な措置を講じるとともに、上記事例は身体拘束廃止未実施減算に該当するため、事実が生じた月の翌月から本市が改善を認める月までの間について、1日につき5単位を利用者全員について所定単位数から減算するよう指導しました。

3 非常災害対策の取組が不十分

消火訓練及び避難訓練等を年2回以上実施するよう指導しました。

4 給付費請求業務が不適切

関係機関連携加算は、他の障害児通所支援事業所等との連携については算定できないにもかかわらず、当該加算を算定していた事例を確認しました。

→ 給付費の請求は、加算の要件を確認したうえで、適切に行ってください。

主な文書・口頭指摘項目の対応策について

(老人福祉施設 (養護・特養・軽費))

1 汚物処理室の無施錠

汚物処理室を施錠していない。

- 入所者が洗剤等を誤飲する事故が多く起きています。汚物処理室を使用していない時は、必ず常時施錠してください。

(以下、主な口頭指摘事項)

2 身体的拘束等の適正化のための研修における実施内容の不足

虐待防止のための研修の実施をもって、身体的拘束等の適正化のための研修を実施したこととしている。

- 虐待防止と身体的拘束の適正化は似て非なるものです。虐待防止のための研修と身体的拘束等の適正化のための研修を一体的に行うことは認められますが、その際には、それぞれの内容を含めていただき、実施したことが分かるよう記録してください。

【参考】

○ 身体的拘束について

「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をみたし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

- ・ 利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。（切迫性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。（非代替性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。（一時性）

令和5年度社会福祉法人等指導監査の結果について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。
- (3) その他
必要に応じて特別監査等を実施する。

4 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	96	—	96
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)	323	87	410
障害者支援施設	9	—	9
障害児入所施設等	13	—	13
老人福祉施設	43	—	43
施設合計	388	87	475

※ 老人福祉施設について、特別養護老人ホームの従来型・ユニット型の計上方法を変更したため予定数より数値が減少しているが、施設数としては予定どおりの実施。

社会福祉法人の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	監査実施数	96	監査実施数	105
	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
1 定款について				
① 必要な事項の不記載又は事実と異なる記載	0	0.0	0	0.0
② 定款変更の手続が不適切	0	0.0	3	3.9
③ 定款の備置き・公表が不適切又は未実施	3	3.9	2	2.6
2 内部管理体制について				
① 内部管理体制が未整備	0	0.0	0	0.0
3 評議員・評議員会の状況				
① 評議員の選任手続が不適切	2	2.6	2	2.6
② 評議員の構成が不適切	1	1.3	1	1.3
③ 評議員会で特定の評議員が欠席	15	19.5	1	1.3
④ 評議員の欠員補充の遅延	0	0.0	1	1.3
⑤ 評議員会の招集手続が不適切	3	3.9	8	10.4
⑥ 評議員会の開催時期が不適切	0	0.0	1	1.3
⑦ 評議員会の開催要件の不備	0	0.0	0	0.0
⑧ 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施	0	0.0	0	0.0
⑨ 評議員会の議決が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 決議・報告の省略の手続が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	3	3.9	8	10.4
4 理事の状況				
① 理事の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
② 理事の選任・解任手続が不適切	5	6.5	0	0.0
③ 理事の構成が不適切	3	3.9	0	0.0
④ 理事会で特定の理事が欠席	7	9.1	1	1.3
⑤ 理事長・業務執行理事の選任手続が不適切	3	3.9	2	2.6
5 監事の状況				
① 監事の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
② 監事の選任・解任手続が不適切	1	1.3	4	5.2
③ 監事の構成が不適切	3	3.9	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	2	2.6
⑤ 監査報告の内容通知の遅延	0	0.0	0	0.0
⑥ 理事会への出席義務の不履行	1	1.3	1	1.3
6 理事会の状況				
① 理事会の招集手続が不適切	1	1.3	2	2.6
② 理事会の要議決事項に係る審議が未実施	0	0.0	2	2.6
③ 理事会の議決が不適切	1	1.3	2	2.6
④ 理事会の決議・報告の省略の手続きが不適切	1	1.3	1	1.3
⑤ 理事への権限委任に関する規程の不備	1	1.3	0	0.0
⑥ 理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分	7	9.1	6	7.8
⑦ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	8	10.4	8	10.4
7 会計監査人の状況				
① 会計監査人の未設置	0	0.0	0	0.0
② 会計監査人の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
③ 会計監査人の選任手続が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0

指 摘 事 項	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
8 評議員・理事・監事及び会計監査人の報酬				
① 評議員の報酬等の額の定款への未記載	1	1.3	0	0.0
② 役員の報酬等の額の決定が不適切	5	6.5	2	2.6
③ 会計監査人の報酬等の額の決定が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 役員及び評議員の報酬等支給基準の決定が不適切	1	1.3	1	1.3
⑤ 役員及び評議員の報酬等の不適正な支給	2	2.6	3	3.9
⑥ 役員及び評議員の報酬等の総額の未公表	0	0.0	0	0.0
9 事業				
① 実施する事業と定款が不一致	2	2.6	0	0.0
② 全事業に占める社会福祉事業の規模の割合が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 社会福祉事業収入の不適切な支出	0	0.0	0	0.0
④ 社会福祉事業に必要な資産の不足	0	0.0	0	0.0
⑤ 公益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 収益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
10 人事管理の状況				
① 施設長等職員の任免が不適切	0	0.0	1	1.3
11 資産管理の状況				
① 基本財産の管理が不十分	0	0.0	1	1.3
② 基本財産以外の資産の管理が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 株式の不適切な保有	0	0.0	0	0.0
④ 賃貸借契約書の不備	0	0.0	0	0.0
⑤ 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	3	3.9	3	3.9
12 会計管理の状況				
① 収支予算の編成、執行が不適切	3	3.9	5	6.5
② 経理規程が未整備又は内容が不適切	1	1.3	1	1.3
③ 経理規程や細則に従わない不適切な事務処理	1	1.3	6	7.8
④ 経理規程に従わない契約の手續	0	0.0	0	0.0
⑤ 管理運用体制が未整備	3	3.9	3	3.9
⑥ 会計処理が不適切	2	2.6	6	7.8
⑦ 会計帳簿の整備及び保存が不適切	2	2.6	2	2.6
⑧ 決算の承認又は報告手續が不適切	1	1.3	0	0.0
⑨ 計算関係書類等が不適切	7	9.1	13	16.9
⑩ 理事会決議によらない不適正な借入	1	1.3	1	1.3
13 その他				
① 法人の関係者への不適切な利益供与	0	0.0	0	0.0
② 社会福祉充実計画に沿った事業の未実施	0	0.0	1	1.3
③ 法令に定める事項のインターネットでの公表が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 登記が必要な事項が未登記又は遅延	4	5.2	3	3.9
⑤ 契約・入札等が不適切	0	0.0	2	2.6

児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 268)		(監査実施数 267)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
2 職員の状況	27	10.1	44	16.5
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	3	1.1	4	1.5
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	0	0.0	4	1.5
8 保育の状況(業務水準)	0	0.0	0	0.0
9 保育の状況(保育指針)	4	1.5	1	0.4
10 給食の状況	0	0.0	0	0.0
11 調理室の状況	0	0.0	0	0.0
第2 財務管理	99	36.9	141	52.8
第3 その他	2	0.7	0	0.0

児童福祉施設(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童心理治療施設)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
2 職員の状況	0	0.0	0	0.0
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	0	0.0	0	0.0
第2 入所者処遇				
1 児童等の処遇計画	0	0	0	0.0
2 個別処遇の状況	0	0	0	0.0
3 処遇記録の状況	0	0	0	0.0
4 処遇の実践状況	0	0	0	0.0
5 対外的対応の状況	0	0	0	0.0
6 退所後の指導	0	0	0	0.0
7 入所者預り金等の状況	1	7.7	0	0.0
8 給食の状況	0	0	0	0.0
第3 財務管理	0	0	1	7.7
第4 その他	0	0	0	0.0

児童福祉施設(児童館)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 129)		(監査実施数 129)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
1 建物及び設備等の管理	0	0.0	0	0.0
2 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
3 災害対策の状況	7	5.4	30	23.3
4 職員の状況	0	0.0	0	0.0
5 施設運営	0	0.0	0	0.0
6 安全管理	0	0.0	0	0.0
7 活動内容	0	0.0	0	0.0
8 労務管理	0	0.0	0	0.0
9 財務管理	0	0.0	0	0.0
10 その他	0	0.0	0	0.0

障害者支援施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 9)		(監査実施数 8)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他	0	0.0	0	0.0
(適切な利用者処遇の確保)社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	1	11.1	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	1	11.1	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	1	11.1	0	0.0
4 その他				
① 財務管理が不十分	0	0.0	1	12.5
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
② 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0

障害児入所施設等の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他				
(社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 計算書類(貸借対照表等)が不適切	0	0.0	2	15.4
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
④ 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 給付費請求業務が不適切	1	7.7	3	23.1

老人福祉施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和5年度		令和4年度	
	(監査実施数 43)		(監査実施数 41)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(入所に関する透明性及び公平性の確保)				
① 入所選考に係る規程の不備	0	0	0	0.0
② 入所選考に係る手続きが不適切	0	0	0	0.0
(適切な入所者処遇の確保)				
① 入所者の尊厳の保持、身体拘束に関する手続きが不適切	0	0	0	0.0
1 入所者処遇の充実				
① 処遇計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 機能訓練が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 給食の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑥ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑦ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑩ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑫ 入所者の負担による職員以外の者による介護の実施	0	0.0	0	0.0
⑬ 行政機関等に対する必要な手続きの代行が不適切	0	0.0	0	0.0
⑭ 入所者が3箇月以内の退院が見込まれる入院の際の便宜供与が不適切	0	0.0	0	0.0
⑮ その他	1	2.3	0	0.0
2 入所者の生活環境の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への援助が不十分	0	0.0	0	0.0
(社会福祉施設の運営の適正実施の確保)				
1 施設の運営管理体制の確立				
① 入所定員、居室定員の遵守が不適切	0	0.0	0	0.0
② 管理規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準の基づく職員確保が不十分	2	4.7	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件、管理運営等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 生活相談員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 運営費の弾力運用が不適切(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑫ 高額繰越金等を有する施設での入所者処遇等への配慮が不十分(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑬ その他	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ その他	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
4 入所者等に関する秘密保持対策が不十分	0	0.0	0	0.0
5 事故発生時の対応が不適切	0	0.0	0	0.0
6 その他				
① 財務:財務管理が不適切	0	0.0	0	0.0
② 預り金の保管状況又は支出管理が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担	0	0.0	0	0.0

指導監査における文書指摘がない法人数、施設数

	令和5年度			令和4年度		
	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)
社会福祉法人	96	43	44.8	105	61	58.1

	令和5年度			令和4年度		
	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)
社会福祉施設等	488	363	74.4	485	293	60.4
児童福祉施設	423	303	71.6	423	236	55.8
民間保育園等	268	156	58.2	267	111	41.6
公営保育所	13	13	100.0	14	14	100.0
児童養護施設	13	12	92.3	13	12	92.3
児童館	129	122	94.6	129	99	76.7
障害福祉施設	22	20	90.9	21	16	76.2
障害者支援施設等	9	8	88.9	8	7	87.5
障害児入所施設等	13	12	92.3	13	9	69.2
老人福祉施設	43	40	93.0	41	41	100.0
更生施設						
幼稚園型認定こども園	7	1	14.3	7	3	42.9
新制度幼稚園	7	4	57.1	1	1	100.0
認可外保育施設	124	85	68.5	128	65	50.8
施設合計	626	453	72.4	621	362	58.3

※老人福祉施設については、介護保険法における文書指摘は、本件の対象外とする。

※障害福祉施設については、障害者総合支援法における文書指摘は、本件の対象外とする。